

山運企第412号  
令和8年3月16日

山梨県経営者協会長 殿

山梨運輸支局長

茂木 明



持続可能な物流の実現に向けた取引環境の適正化及び法令遵守の徹底について（要請）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流事業（運送業・倉庫業等）は、国民生活及び経済活動を支える重要な社会インフラですが、物流の2024年問題に引き続き直面しており、持続可能な物流の実現に向けて、担い手不足を解消する上で、物流の効率化（積載効率の向上等）、取引環境の適正化（荷待ち・荷役時間の削減、適正な運賃・料金の収受等）が喫緊の課題となっております。また、短時間の発注リードタイムや保管・荷役作業に係る業務負荷の増加などにより物流現場全体の効率的な運用にも影響が生じています。

これら物流分野の課題に対応するため法改正を進めており、本年4月からはドライバーの経済的・社会的地位の向上及び事業運営の適正化を目的としたトラック適正化二法<sup>\*1</sup>が一部施行され、荷主が、無許可の運送事業者（許可や届出なく有償で運送行為を行う違法なトラック。いわゆる『白トラ』）に委託した場合に罰則の対象となります。また、昨年4月の物流改正法<sup>\*2</sup>の一部施行に続き、本年4月からは一定規模以上の荷主等に対する規制的措置（中長期計画の作成や物流統括管理者の選任等）が始まります。

さらに本年1月に施行された取適法<sup>\*3</sup>では、適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託（特定運送委託）が追加となり、価格転嫁や取引の適正化を阻害する商慣習を一掃する仕組みも強化されました。

つきましては、持続可能な物流の実現のため、改めて下記事項について傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

- 労務費の上昇を含む必要なコストを適切に反映した適正な運賃・料金の収受に向けた協議を行い、契約内容の明確化・書面化を徹底していただくこと。また、燃料価格の下落のみをもって、一方的に取引価格の低減を行わないこと。
- 物流効率化の推進に関する基本方針<sup>\*4</sup>に掲げる目標達成に向けて、荷待ち・荷役時間の削減、積載効率の向上に一層努めていただくこと。
- 違法な白トラを利用することなく、各種法令を遵守した物流取引を行っていただくこと。
- 倉庫における入出庫の負荷軽減のための十分なリードタイムの設定、保管費用・労務費の上昇や荷役等の付加的な作業に応じた適切な寄託料等の協議を行うこと。

- ※1 トラック適正化二法・・・「貨物自動車運送事業法」と「貨物自動車運送事業の適性化のための体制の整備等に関する法律」をいう。
- ※2 物流改正法・・・・・・・・「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（新名称：物資の流通の効率化に関する法律）及び「貨物自動車運送事業法」をいう。
- ※3 取適法・・・・・・・・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」をいう。
- ※4 基本方針・・・・・・・・「貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針」をいう。



# 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

## 概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的・社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

### 貨物自動車運送事業法の一部改正

#### 1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

#### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

#### 3. 委託回数制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

#### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

### 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

#### 1. 基本方針の策定

##### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

##### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、1)①について更新手数料等によるほか、1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

#### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目的として講じる

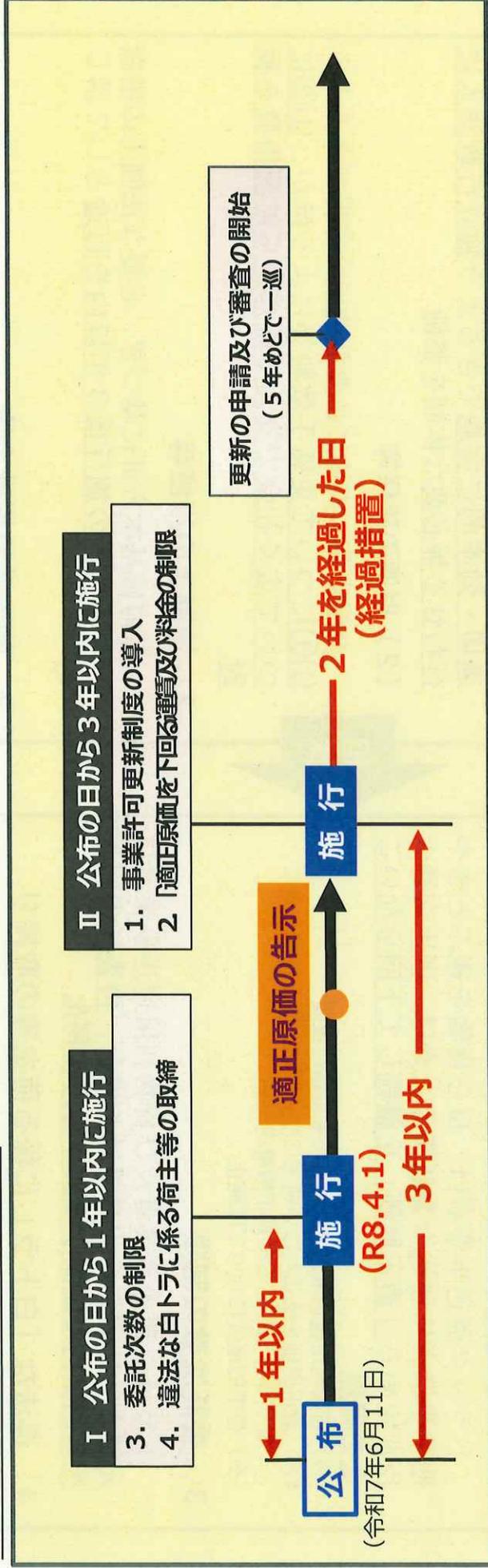
#### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

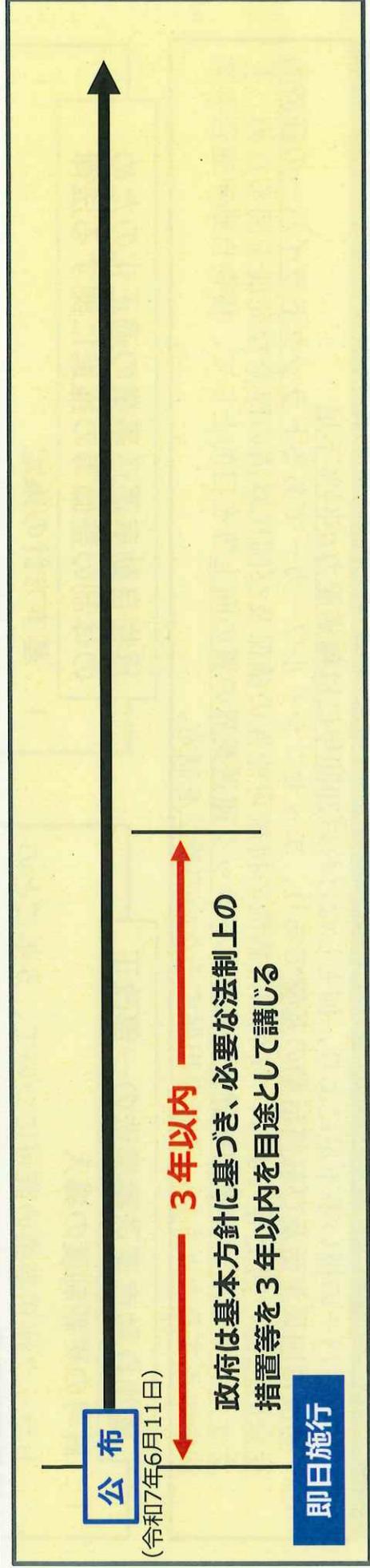
担保

# トラック適正化二法の施行時期

## 【貨物自動車運送事業法】



## 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



荷主等の  
皆様

# 白ナンバーのトラックに 有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、  
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償  
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車  
運送事業法違反**となる可能性があります。



事業用



自家用

違反した場合は  
100万円以下の罰金

## 荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない<sup>※注</sup>ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

【お問い合わせ先】 国土交通省 関東運輸局 自動車交通部 貨物課 045-211-7248

東京運輸支局	03-3458-9231(内線1)	神奈川運輸支局	045-939-6800(内線1)
埼玉運輸支局	048-624-1835(内線3)	群馬運輸支局	027-263-4440(内線1)
千葉運輸支局	043-242-7336(内線2)	茨城運輸支局	029-247-5348(内線1)
栃木運輸支局	028-658-7011	山梨運輸支局	055-261-0880(内線1)